

特別警報及び危険警報・暴風警報発令に伴う措置について（改訂版）

門真市教育委員会

門真市に対象の警報が発令されている場合は、以下の措置を行う（「注意報」の場合は通常登校）。

○ 警報種別について

レベル 5 特別警報	レベル 4 危険警報	暴風警報	レベル 3 大雨警報	レベル 3 氾濫警報 従来の洪水警報
対象	対象	対象	対象外 (通常登校)	対象外 (通常登校)
			但し「線状降水帯の発生」等で、児童・生徒の登下校等に危険な状況が予測される場合には、教育委員会と協議した上で「臨時休業」や「始業時刻の繰り下げ」等の措置も想定する。	

※警報発令状況は気象庁 HP 参照



○ 登校前の警報発令について

午前 7 時時点で発令されている場合	自宅待機
--------------------	------



午前 9 時までに解除された場合 (注意報へ切り替わった場合も含む)	解除され次第、午前 10 時までに登校 ※給食あり
午前 9 時時点で発令されている場合	臨時休業

○ 登校後の警報発令について

危険警報・暴風警報 … 安全確保に留意のうえ、速やかに下校もしくは状況に応じて学校待機の措置を講じる。

特別警報 … ただちに身を守るため、避難等の措置を講じる（学校待機）。